

告示第 1 8 5 号

住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、廿日市市内の字の区域の廃止及び町の区域の新設の案について次のとおり告示する。

なお、この案に係る字の区域内に住所を有する者で廿日市市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、市長に対し、この告示の日から 3 0 日を経過する日までに、その 5 0 人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和 8 年 9 月 1 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 新設する町の区域及び廃止する字の区域

新設する町の区域	廃止する字の区域	
平良の杜一丁目	下平良字永石山の一部 下平良字八ヶ迫の一部 下平良字尾野山の一部 下平良字廣池山の一部 下平良字小野の一部 下平良字廣池の一部	別図のとおり
平良の杜二丁目	下平良字尾野山の一部 下平良字廣池山の一部 下平良字小野の一部 下平良字廣池の一部 上平良字廣池の一部 上平良字藤原尾の一部	
平良の杜三丁目	下平良字廣池山の一部 下平良字廣池の一部 上平良字廣池の一部 上平良字藤原尾の一部	